

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成29年09月27日	国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務(家具その1)	当初29,700,000 変更後29,920,320	総合企画局総合政策室 政策総務担当	宮崎木材工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
002 平成29年11月23日	国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務(家具その2)	当初32,940,000 変更後32,973,480 変更後33,006,960	総合企画局総合政策室 政策総務担当	宮崎木材工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
003 平成29年11月20日	国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務(家具その3)	当初27,648,000 変更後27,534,600	総合企画局総合政策室 政策総務担当	大村工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
004 平成29年11月20日	国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務(家具その4)	当初32,400,000 変更後39,074,400 変更後39,744,000	総合企画局総合政策室 政策総務担当	株式会社J・フロント建装	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
005 平成29年11月16日	国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務(その他)	当初30,240,000 変更後36,169,200	総合企画局総合政策室 政策総務担当	株式会社J・フロント建装	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
006 平成30年04月01日	平成30年度京都創生PR業務	7,800,000	総合企画局総合政策室 京都創生担当	公益財団法人京都文化交流コン ベンションビューロー	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
007 平成30年07月27日	平成30年度京都創生PR事業「京あるきin東京2019」広報及び企画運 営業務	13,699,999	総合企画局総合政策室 京都創生担当	株式会社ジェイアール東日本企 画	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
008 平成30年04月01日	「輝く学生応援プロジェクト」運営業務	8,000,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	特定非営利活動法人ユースビ ジョン、特定非営利活動法人 きょうとNPOセンター及び公益財 団法人京都市ユースサービス協 会の連合体	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
009 平成30年04月01日	「京都企業と連携した次代の京都を担う人財(担い手)の育成事業」運 営業務	5,000,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	特定非営利活動法人グローバル 人材開発センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
010 平成30年04月01日	平成30年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務	9,950,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	平成30年度「留学生の就職支援・ マッチング事業」運営業務 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
011 平成30年04月01日	「きょうと市民しんぶん」(全市版)の版下制作等の委託	8,999,640	総合企画局市長公室広 報担当	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
012 平成30年04月01日	「きょうと市民しんぶん」(区版)の版下制作等の委託	20,088,000	総合企画局市長公室広 報担当	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
013 平成30年04月01日	「声による市民しんぶん」(市民しんぶんテープ版・デジ版)の制 作などの委託	10,695,165	総合企画局市長公室広 報担当	公益社団法人京都府視覚障害者 協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
014 平成30年04月01日	ポスター版「京都市民ニュース」の掲出業務	12,133,368	総合企画局市長公室広 報担当	京都市(交通事業)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015 平成30年06月01日	複合的に媒体を活用する「クロスメディア」による市政情報の発信業務の委託	29,300,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社アサツーディ・ケイ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016 平成30年04月01日	テレビ広報事業における京都市政PRスポットの放送業務委託	29,160,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社者京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017 平成30年04月01日	京都市ホームページ運用・保守業務委託	7,711,200	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018 平成30年06月25日	平成30年度「きょうとシティグラフ」の制作	6,490,800	総合企画局市長公室広報担当	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019 平成30年04月01日	京都市公式アプリ“Hello KYOTO”のコンテンツ制作及び保守運用業務の委託	13,000,000	総合企画局市長公室広報担当	エイベックス・エンタテインメント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020 平成30年04月01日	平成30年度京都市戦略的広域シティPR(国内向け)業務	15,000,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021 平成30年06月29日	平成30年度京都市戦略的広域シティPR(海外向け)業務	10,000,000	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022 平成30年04月27日	商業紙とインターネットを活用した市政広報業務	10,300,500	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都新聞ホールディングス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023 平成30年06月01日	次期京都市基本計画策定に関する調査研究業務	11,988,000	総合企画局市長公室政策企画調整担当	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024 平成30年04月01日	京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託契約	17,120,000	総合企画局国際化推進室	社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025 平成30年04月01日	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託	14,580,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	「汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
026 平成30年04月01日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 14,354,118	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027 平成30年04月01日	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託	11,664,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028 平成30年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	23,781,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029 平成30年04月01日	平成30年度共通基盤・人事給与・文書管理システム保守委託	24,235,200	総合企画局情報化推進室情報システム担当	平成30年度共通基盤・人事給与・文書管理システム保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030 平成30年04月01日	基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託	5,961,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
031 平成30年04月01日	京都市クラウド基盤機器等保守委託	41,620,521	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
032 平成30年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	79,596,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
033 平成30年04月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム賃借	973,466,928	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機 NEC ACOSシステム賃貸借業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
034 平成30年04月01日	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借	157,161,150	総合企画局情報化推進室情報システム担当	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
035 平成30年04月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借(サーバ等)	30,811,528	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借(サーバ等)に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
036 平成30年04月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借(汎用機用端末関連機器等)	17,445,054	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借(汎用機用端末関連機器等)に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037 平成30年04月01日	ACOS増設ディスクの賃借	15,163,200	総合企画局情報化推進室情報システム担当	ACOS増設ディスクに係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038 平成30年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務委託	160,227,093	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
039 平成30年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に係る工程管理支援等業務委託	28,512,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	ピースミール・テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040 平成30年04月01日	OutSystems Platform Serverに関する保守等業務委託	42,724,800	総合企画局情報化推進室情報システム担当	「OutSystems Platform Serverに関する保守等業務」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
041 平成30年07月02日	元号変更に伴うACOS業務システムの詳細設計作業	71,877,240	総合企画局情報化推進室情報システム担当	元号変更に伴うACOS業務システムの詳細設計作業委託コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
042 平成30年09月21日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム(オンライン処理)平成30年度追付改修作業業務委託	66,018,240	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社DTS	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
043 平成30年04月01日	文書管理システムの運用保守	23,554,800	総合企画局情報化推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務（家具その1）
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室政策総務担当
- 3 契約締結日
（当初）平成29年9月27日
（変更後）平成30年6月4日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区夷川通堺町西入る絹屋町129番地
宮崎木材工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 29,700,000円,（変更後） 29,920,320円
- 7 契約内容
京都らしい調度・備品の制作等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務については、契約の相手方の能力、技術、経験等により履行内容が異なることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行った。
受託候補者の選定に当たっては、提出された提案書に基づき、実施体制、業務実績、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的な実現が期待できることから、宮崎木材工業株式会社を受託候補者として選定し、契約の相手方とした。その後、控室と同じ木象嵌を施した、コートハンガーを追加制作するため、平成30年6月4日で契約を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務（家具その2）
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室政策総務担当
- 3 契約締結日
（当初）平成29年11月23日，（変更後）平成30年6月4日，
（変更後）平成30年8月1日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区夷川通堺町西入る絹屋町129番地
宮崎木材工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）32,940,000円，（変更後）32,973,480円
（変更後）33,006,960円
- 7 契約内容
京都らしい調度・備品の制作等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務については、契約の相手方の能力、技術、経験等により履行内容が異なることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行った。
受託候補者の選定に当たっては、提出された提案書に基づき、実施体制、業務実績、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的な実現が期待できることから、宮崎木材工業株式会社を受託候補者として選定し、契約の相手方とした。その後、議席椅子と同じ西陣織の生地を使った「手提げバック置台」を追加制作するため平成30年6月4日付で契約を変更した。さらに「手提げバック置台」をもう1台追加制作するため平成30年8月1日付で再度契約を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務（家具その3）
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室政策総務担当
- 3 契約締結日
（当初）平成29年11月20日
（変更後）平成30年8月1日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区御前通上ノ下立売西入大宮町502
大村工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）27,648,000円
（変更後）27,534,600円
- 7 契約内容
京都らしい調度・備品の制作等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務については、契約の相手方の能力、技術、経験等により履行内容が異なることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行った。
受託候補者の選定に当たっては、提出された提案書に基づき、実施体制、業務実績、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的な実現が期待できることから、大村工業株式会社を受託候補者として選定し、契約の相手方とした。その後、一部家具の制作数変更のため平成30年8月1日付で契約を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務（家具その4）
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室政策総務担当
- 3 契約締結日
（当初）平成29年11月20日
（変更後）平成30年6月4日
（変更後）平成30年8月17日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成30年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区安土町1丁目8番15号野村不動産大阪ビル
株式会社 J. フロント建装
- 6 契約金額（税込み）
（当初）32,400,000円
（変更後）39,074,400円
（変更後）39,744,000円
- 7 契約内容
京都らしい調度・備品の制作等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務については、契約の相手方の能力、技術、経験等により履行内容が異なることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行った。
受託候補者の選定に当たっては、提出された提案書に基づき、実施体制、業務実績、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的な実現が期待できることから、株式会社 J. フロント建装を受託候補者として選定し、契約の相手方とした。その後、パーテーションの制作数の変更とパーテーションCの仕様変更のため平成30年6月4日付で契約を変更した。さらに、パーテーションC用の台座の追加制作等のため、平成30年8月17日付で再度契約を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務（その他）
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室政策総務担当
- 3 契約締結日
（当初）平成29年11月16日
（変更後）平成30年6月4日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成30年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区安土町1丁目8番15号野村不動産大阪ビル
株式会社 J. フロント建装
- 6 契約金額（税込み）
（当初）30,240,000円
（変更後）36,169,200円
- 7 契約内容
京都らしい調度・備品の制作等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務については、契約の相手方の能力、技術、経験等により履行内容が異なることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行った。
受託候補者の選定に当たっては、提出された提案書に基づき、実施体制、業務実績、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的な実現が期待できることから、株式会社 J. フロント建装を受託候補者として選定し、契約の相手方とした。その後、アートパネル、花器、陶板レリーフの仕様変更のため、平成30年6月4日付で契約を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都創生PR業務
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室京都創生担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地京都商工会議所ビル5階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 6 契約金額（税込み）
7,800,000円
- 7 契約内容
 - (1) 総会（シンポジウム）の開催
 - (2) PRポスター「日本に、京都があつてよかった。」の制作・掲出等
 - (3) 広報誌「京都創生」の制作・発行等
 - (4) 京都創生推進フォーラムホームページの運営
 - (5) 京都創生推進フォーラム会員への連絡・情報発信
 - (6) その他、京都創生のPRに係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務については、京都創生の主旨を理解し、かつ企画立案能力や広報戦略能力に優れた業者を選定する必要がある。

また、京都創生のPRは、その機運醸成を目的に実施するものであり、京都創生の主旨に賛同し、その実現のために自らも活動する団体、企業、市民により組織される京都創生推進フォーラムとの連携が重要である。このため、本業務については、京都創生推進フォーラムとネットワークを有する業者を選定する必要がある。

更に、事業の実施プロセスにおいても、市民レベルでの盛り上がりを期待しており、単なる業務の遂行ではなく、市民との共汗による業務運営を進めなければならない。

これらの理由から、本件業務は、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローは、京都創生推進フォーラムの事務局を担当していることから、同団体とのネットワークを有し、かつ、京都創生の主旨についても良く理解している。

また、その組織目的が「京都の美しい自然、景観及び歴史的・文化的な資源を活用し、文化・芸術の普及向上に努めるとともに、京都文化を広く世界に発信し、国際的な交流拠点としての京都の魅力をより一層高め、活力あふれる新たな京都の創造に寄与すること」であり、連携したPRが期待できる。

更に、市民ボランティア等と連携した事業実施の体制をとっており、市民との共汗による業務運営も期待できる。

これらの理由から、本委託業務の目的を果たせるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー以外にないため、同法人を本件業務の委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都創生PR事業「京あるきin東京2019」広報及び企画運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室京都創生担当
- 3 契約締結日
平成30年7月27日
- 4 履行期間
平成30年7月27日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島2丁目3番18号中之島フェスティバルタワー19F
株式会社ジェイアール東日本企画
- 6 契約金額（税込み）
13,699,999円
- 7 契約内容
 - (1) 協賛団体獲得
 - (2) 「まなび」を体感する参加体験型事業
 - (3) 若年層（20代～40代）の参加者増加
 - (4) 大学講座やセミナーなど事業実施を可能とする会場の確保
 - (5) コア事業及びコア事業に協力可能な著名人に関する業務
 - (6) 京都市公式アプリ「Hello KYOTO」を活用したデジタルスタンプラリー参加者の増加
 - (7) 東京都内にある大学とのコラボレーションによる京都講座
 - (8) 大使館レセプション及び関連事業の開催
 - (9) 京都ブランドフォーラムin東京の運営補助
 - (10) 京都市企業誘致セミナーin東京の運営補助
 - (11) スタンプラリーの実施
 - (12) 当選者への賞品発送
 - (13) 京都の大学による特別講座の開催
 - (14) 広報等に関する業務
 - (15) 業務体制に関する事業
 - (16) その他事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本イベントの開催に当たっては、手に取ってもらいやすく読みやすい広報印刷物の作成やオンラインイベントをはじめとする東京開催のイベントの円滑な企画運営等が必要であるため、本作業

務を委託する事業者については、デザイン能力や企画提案能力及び事業の確実な遂行能力等を総合的に審査する必要があり、性質上競争入札に適さないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により、株式会社ジェイアール東日本企画を受託候補者として選定し（平成30年7月19日決定）、同社との契約に関する協議が整ったため、同社に委託した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「輝く学生応援プロジェクト」運営業務

2 担当所属名

総合企画局総合政策室大学政策担当

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地の1 KDX烏丸ビル2階Flag三条
特定非営利活動法人ユースビジョン, 特定非営利活動法人きょうとNPOセンター及び公益財団法人
京都市ユースサービス協会の連合体 代表団体 特定非営利活動法人 ユースビジョン

6 契約金額 (税込み)

8,000,000円

7 契約内容

キャンパスプラザ京都1階の「学生Place+ (学生の活動拠点)」をサポート拠点に、学生が大学の枠を越えて行う、京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、以下の支援を行う。

- ・ミーティングスペース及び活動に必要な備品等の貸出しを行う。
- ・学生に対し、活動に資する様々な情報や市政情報等を提供するとともに、学生の活動内容を掲示するなど情報発信を行う。また、活動に対する助言や相談対応を行う。
- ・学生の活動と地域のニーズとのマッチング、連携の促進を支援する。
- ・学生とボランティア活動とをマッチングし、活動を通じた学生の成長を支援する。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本業務は、学生に対して活動に資する様々な情報や市政情報等を的確に提供するとともに、学生のニーズを的確に捉え、活動する学生が交流する機会の提供、助言や相談を行うなど、「学生Place+ (学生の活動拠点)」を円滑に運営するためのノウハウや、「むすぶネット (学生・地域連携ネットワーク)」「学生ボランティアチャレンジ」を円滑に運営するために、大学関係者や地域との幅広い人的ネットワーク等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、契約の内容及び性質が、競争入札に適しないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の理由により、公募型プロポーザル方式により、平成30年3月5日から3月19日まで事業者を募集した結果、1団体から応募があった。提出された書類に基づき審査した結果、事業が遂行できると認められたため、特定非営利活動法人ユースビジョン（特定非営利活動法人ユースビジョン、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター及び公益財団法人京都市ユースサービス協会の連合体 代表団体）を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都企業と連携した次代の京都を担う人財（担い手）の育成事業」運營業務

2 担当所属名

総合企画局総合政策室大学政策担当

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区甲斐守町97番地 西陣産業創造会館2階
特定非営利活動法人グローバル人材開発センター

6 契約金額（税込み）

5,000,000円

7 契約内容

大学や国籍の枠を越えた留学生を含む学生を、グローバルな視点と地域（ローカル）の発展を支える情熱を併せ持った「グローバル人財」として育成するとともに、学生と京都の企業がお互いを知る機会を創出することを目的として、大学コンソーシアム京都加盟の大学・大学院・短期大学の学生を対象に、京都市内の企業との協働プロジェクトを中心とした人財育成事業を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

同事業の実施に当たっては、参加学生の成長につながる効果的な人財育成プログラムの構築、参加学生に対する的確な指導・助言、京都の大学や企業との連携体制の構築など幅広い能力が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザルを実施することとし、平成30年3月6日から3月20日まで参加事業者を募集したところ、1者のみから提案書等の提出があった。

提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、特定非営利活動法人グローバル人材開発センターを委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務

2 担当所属名

総合企画局総合政策室大学政策担当

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区甲斐守町97番地 西陣産業創造会館2階

平成30年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務

コンソーシアム 代表事業者特定非営利活動法人グローバル人材開発センター

6 契約金額（税込み）

9,950,000円

7 契約内容

大学コンソーシアム京都に加盟する大学に在籍する留学生と京都市内に本社・支社等を有する企業を対象とした、求人・求職の情報提供を行うウェブサイト「ハタ洛」の運営を行い、同サイトを通じて就職・採用の機会を創出（マッチング）するとともに、留学生と企業の抱える課題を解決するためのセミナーや交流会を開催し、地元企業への就職の機運を醸成する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約で保守業務を委託する留学生の就職支援マッチングサイト「ハタ洛」において開発したシステムは、個人情報保護の観点から、汎用性のあるソフトウェアを使用して構築したものではなく、システムを開発したもの以外が保守業務を行うことはできず、他社との競争入札が成立しないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「きょうと市民しんぶん」(全市版)の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社石田大成社
- 6 契約金額(税込み)
8,999,640円
- 7 契約内容
「きょうと市民しんぶん」(全市版)12回の版下を制作するとともに、「きょうと市民しんぶん」(全市版)文字拡大版の版下を制作すること。
- 8 随意契約の理由
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすくお伝えする必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方(方針)等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施した結果、評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「きょうと市民しんぶん」(区版)の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社石田大成社
- 6 契約金額(税込み)
20,088,000円
- 7 契約内容
「きょうと市民しんぶん」(区版)12回の版下を制作するとともに、「きょうと市民しんぶん」(区版)文字拡大版の版下を制作すること。
- 8 随意契約の理由
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすくお伝えする必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方(方針)等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施した結果、評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「声による市民しんぶん」(市民しんぶんテープ版・デイジー版)の制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11
公益社団法人 京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額(税込み)
10,695,165円
- 7 契約内容
「声による市民しんぶん」(市民しんぶんテープ版・デイジー版)を制作し、対象者に発送すること。
- 8 随意契約の理由
「声による市民しんぶん」の制作については、視覚障害者に対する知識や朗読にあたっての長年の経験が必要である。例えば、図表で示されている部分のように視覚では容易に理解できても、音声で伝える場合は朗読方法を工夫しなければ理解できないことがある。また、発送業務等で視覚障害者との連絡調整も必要であり、点字を読むことができない方への配慮も必要なため、この点においても対応に知識や経験が求められる。以上の理由により競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、「声による市民しんぶん」以外にも視覚障害者向けのカセットテープによる情報媒体を制作及び発送しているため、必要な知識や技術等の経験が豊富である。また、朗読ボランティアとの関わりも深く、多くのボランティアの協力を得て朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者であり、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の団体であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポスター版「京都市民ニュース」の掲出業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市（交通事業）
- 6 契約金額（税込み）
12,133,368円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄の全車両に市政広報ポスター「京都市民ニュース」を掲出することを委託する。
- 8 随意契約の理由
市バス及び地下鉄へのポスターの掲出は、市バス・地下鉄事業を運営している京都市（交通事業）のみが契約先となるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
複合的に媒体を活用する「クロスメディア」による市政情報の発信業務の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年6月1日
- 4 履行期間
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB28階
株式会社アサツー ディ・ケイ 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
29,300,000円
- 7 契約内容
民間テレビ放送局及び市内映画館，インターネットにおいて発信する市政広報映像の制作及び特設ホームページの管理・運営
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については，市の事業などを効果的に発信するため，市政情報を十分理解し，効果的に伝達する企画・表現・制作力を持つことが求められる。そこで，企画・制作力等を審査するプロポーザルを実施した結果，上記5の契約の相手方の提案内容が優れており，委託業務を遂行するに十分な能力があると認めため，委託先として選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
テレビ広報事業における京都市政PRスポットの放送業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
29,160,000円
- 7 契約内容
京都市政PRスポットとして、30秒又は15秒のテレビCM映像を1800GRP（延べ視聴率）分放送する。
- 8 随意契約の理由
本業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める視聴者層を持つ放送局で放送する必要がある。京都府内でこれを満たす放送局は、株式会社京都放送のみであり、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式ホームページ運用・保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通松原上る東側
キシステム株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
7,711,200円
- 7 契約内容
ホームページ作成に関する知識がない職員でも容易にホームページの作成，更新，管理ができるホームページ作成支援システム（以下，「CMS」という。）の運用・保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
CMSは，上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており，技術情報やノウハウは一般に公開されておらず，同社のみが有している。
運用・保守にあたっては，CMSの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり，本契約は競争入札に適しないことから随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「きょうとシティグラフ」の制作
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年6月25日
- 4 履行期間
平成30年6月25日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社石田大成社
- 6 契約金額（税込み）
6,490,800円
- 7 契約内容
「きょうとシティグラフ」の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「きょうとシティグラフ」の制作事業者については、冊子のコンセプトを十分理解してレイアウト、デザイン等ができる能力を有する事業者を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、評価の高かった相手方を選定。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式アプリ「Hello KYOTO」のコンテンツ制作及び保守運用業務の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区南青山三丁目1番30号
エイベックス・エンタテインメント株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,000,000円
- 7 契約内容
京都市公式アプリ「Hello KYOTO」のコンテンツ制作及び保守運用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本アプリについては、エイベックスが開発し、運用しているため、他社との競争が成立しない。
よって同法人を委託先に選定し、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市戦略的広域シティPR（国内向け）業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山1丁目3番6号
株式会社フルハウス
- 6 契約金額（税込み）
15,000,000円
- 7 契約内容
京都が持つ観光、歴史、文化の魅力はもとより、京都市政の先進的な取組等の情報を、首都圏を中心とする多様なメディアに提供し、全国・海外向けニュースとして、新聞や雑誌、テレビ番組などで本市の情報が採り上げられるよう、調整等を行うこと。
- 8 随意契約の理由
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。そこで、企画や情報発信能力等を審査するプロポーザルを実施した結果、応募のあった4社のうち最も評価が高かったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市戦略的広域シティPR（海外向け）業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年6月29日
- 4 履行期間
平成30年6月29日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階
公益社団法人 京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
海外における京都市の認知度及びブランドイメージ向上を目的として、京都市が持つ観光、歴史、文化等の魅力を紹介する動画、記事等のコンテンツを作成し、海外メディアで効果的に放送、出版等を行う。
- 8 随意契約の理由
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企画力や情報発信能力等を審査するプロポーザルを実施した結果、応募のあった6社のうち最も評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
商業紙とインターネットを活用した市政広報業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成30年4月27日
- 4 履行期間
平成30年4月27日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川北入少将井町239番地
株式会社京都新聞ホールディングス
- 6 契約金額（税込み）
10,300,500円
- 7 契約内容
市政関連広告を全面広告（15段分・カラー）で5回制作し、「京都新聞」・「京都新聞社ホームページ」に掲載する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、掲載する市政関連広告の制作と市政関連広告の京都新聞及び京都新聞社ホームページへの掲載が一連の業務となっており、株式会社京都新聞ホールディングスは、紙面と連動して同社ホームページ用の広告の制作、掲載を行うことができる唯一の事業者であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
次期京都市基本計画策定に関する調査研究業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室政策企画調整担当
- 3 契約締結日
平成30年6月1日
- 4 履行期間
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地
株式会社 地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
11,988,000円
- 7 契約内容
「次期京都市基本計画」の策定に向け、基礎資料を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、本市の市政運営の基本となる計画策定に当たっての調査研究であり、受託者の業務遂行能力や市政の理解度等が成果物に与える影響が大きく、その性質が価格等による事業者選定になじまない。
そのため、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）により随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
事業者から提出された提案書等について、公募型プロポーザルの募集要項の「7 提案の選定」に基づき、採点を行い、一番得点が高かった事業者と契約した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託契約
- 2 担当所属名
総合企画局国際化推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423番地
名称：社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
17,120,000円
- 7 契約内容
ア 多文化共生を推進する事業の実施
イ 多文化共生に関する活動の担い手養成
ウ 多文化共生に関する情報提供及び広報活動等
エ 多文化共生の推進に資する調査・研究
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業の実施にあたっては、地域の多文化共生について十分な経験及び知識を要するため、その性質から競争入札になじまないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い、審査した結果、本団体の多文化共生分野での業務実績や、事業計画及び事業の実施体制について、受託候補者として適当であると認められたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託」コンソーシアム
大阪府大阪市北区豊崎5-4-9 商業第二ビル5階
代表者 株式会社インテック
- 6 契約金額（税込み）
14,580,000円
- 7 契約内容
汎用電子計算機を用いて定例化されているプログラムを実行し、①データの更新・編集・保存処理、②市民向けの大量の帳票を印字、③データを他課へ提供するためのファイル出力を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
年間契約案件として競争入札に付したが、応札者がなく不成立となったため、再度の入札に付すまでの、平成30年4月1日から平成30年8月31日の間について、市民サービス業務を維持するため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
過去に本業務の受託経験がある業者のうち、唯一受託の意思を示した、株式会社インテックと交渉した結果、役務提供機能を有するグループ会社である株式会社インテックソリューションパワーとコンソーシアムを構成し、業務の受託を行うと申し出があり、予定価格内で見積りの提出を受けたため、契約を相手方に選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
口座振替データ授受代行業務等委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,354,118円
- 7 契約内容
口座振替データを本市と金融機関の間において授受代行する業務，口座振替データを分割統合する業務，口座振替結果データを納品する業務，その他付随する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うための口座振替収納システムについては，本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって，他者との競争が成立せず，競争入札に適しないため，随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,664,000円
- 7 契約内容
京都市マイナンバー連携システムにおいて、平成30年度分の機器保守作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象となる京都市マイナンバー連携システム機器の保守を行うためには、障害原因の特定及び対処に当たって、京都市マイナンバー連携システムの設定等の知識を有し、設定に基づいた保守を行う必要がある。
当該システムに関する知識を保有するものは、当該システムを作成した日本電気株式会社のみであることから、同社と随意契約を締結するものである。
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、日本電気株式会社のグループ企業の高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社が必要である。しかし、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社とNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社から構成されるコンソーシアムを契約の相手方とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,781,600円
- 7 契約内容
番号法に基づく情報提供、情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。
このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、同社を代表とする京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアムを契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。
なお、本業務の履行に当たっては、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度共通基盤・人事給与・文書管理システム保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
平成30年度共通基盤・人事給与・文書管理システム保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,235,200円
- 7 契約内容
 - (1) ハードウェア保守
 - (2) ソフトウェア保守
 - (3) システム監視
 - (4) 障害復旧作業
 - (5) 障害履歴管理
 - (6) 機器の構成管理
 - (7) システム関連問い合わせ
 - (8) システムリソース管理支援及び報告
 - (9) システム稼働状況報告（稼働統計の提出による報告）
 - (10) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

共通基盤システム・人事給与システム・文書管理システムについては、極めて高度な技術によって設計、構築されている。今回委託する業務については、共通基盤システム・人事給与システム・文書管理システムの設計及び構築の際の詳細な技術情報が不可欠であり、当該システム群に関する詳細な技術情報を有する上記コンソーシアム事業者以外では履行することができず、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,961,600円
- 7 契約内容
基幹系ネットワークを構成するネットワーク機器の監視及び障害発生時の確認対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ネットワーク機器等の監視業務には、システム監視用ネットワークを介して、監視対象機器のステータス情報の取得や外部へアラート発報を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要がある。また、万が一、障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託している上記事業者以外にないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市クラウド基盤機器等保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
41,620,521円
- 7 契約内容
住民基本台帳，税務，国民健康保険，介護保険，福祉等の基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤の機器等の保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守対象となる機器は，基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤を構成するもので，トラブルが発生した際には，市民影響を最小限に抑えるため，直ちに原因を特定し，部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。
障害時の復旧を迅速かつ確実に行うためには，サーバ機器やネットワーク装置の仕様，OSのセットアップ内容，ストレージ機器の結線や設定内容等，納入時の機器構成を熟知し，構築時の各種設定に関するノウハウが必要となる。
これらの知識及びノウハウを保有する者は，クラウド基盤機器の納入及び構築作業を実施した日本電気株式会社に限られることから，同社を契約相手方として機器保守業務を委託した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

79,596,000円

7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやL2WAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に関わる業務を委託した。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。新旧連携システムは、現行の汎用機が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するもので、安定かつ確実に運用するためには、現行汎用機の動作と連携データに関する知識が必要である。

これらの知識を有する者は、汎用機の運用を実施し、また、新旧連携システムを構築した日本電気株式会社に限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託したものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子計算機 NEC ACOSシステム賃借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
973,466,928円
- 7 契約内容
住民基本台帳，税，国民健康保険などの基幹業務の電算処理を行う大型汎用コンピュータの賃借を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において大型汎用コンピュータを用いて処理を行っている情報処理システムは，日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発，運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは，ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており，これら全てが確実に維持されなければ，システムの安定稼働に支障が生じ，市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから，システムの安定稼働を確保するためには，上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく，これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援，障害対応，予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて，株式会社J E C Cは，昭和36年に通商産業省主導の下，国策コンピュータレンタル会社として，沖電気工業，東芝，日本電気，日立製作所，富士通，三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり，本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。
また，システム環境機能の維持について，本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と，同社から技術情報等の提供を受けており，調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる

詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。
したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
157,161,150円
- 7 契約内容
大型汎用コンピュータのオンライン業務システムにおいて、大型汎用コンピュータ、区役所等の設置端末、住基ネットサーバ、課税支援サーバ及び後期高齢連合会サーバの間の通信に必要となる、オンライン業務システム中継サーバの賃借を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。
また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、

同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外には履行できず、競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J ECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成32年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
30,811,528円
- 7 契約内容
大型汎用コンピュータでシステムの設計・開発・運用を行うために必要なサーバ等の賃借を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。
また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びN

ECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。
したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JEC Cを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借（汎用機用端末関連機器等）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成32年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借（汎用機用端末関連機器等）に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
17,445,054円
- 7 契約内容
大型汎用コンピュータでシステムの設計・開発を行うために必要となる、端末に関する機器及びソフトウェアの賃借を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。
また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、

同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J ECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ACOS増設ディスクの賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成32年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ACOS増設ディスクに係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
15,163,200円
- 7 契約内容
本市においては、大量、複雑な事務の一括処理及び広域的・即時的な市民サービスの提供を行うため、大型汎用コンピュータを導入している。
平成30年4月に大型汎用コンピュータを機器更新することに伴い、データ保存用の専用のディスク装置についても変更する必要があるため、調達を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J ECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人 京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
160,227,093円
- 7 契約内容
開発標準や開発環境の維持管理，共通部品の設計・開発や保守管理，開発事業者の支援など，オープン化事業の推進に必要な技術的支援を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，大型汎用コンピュータのオープン化事業において，本市職員を技術的側面から支援するもので，平成26年から継続して実施しているが，これまで一貫して公益財団法人京都高度技術研究所が受託している。
本年度も昨年度に接続した業務を委託するもので，これまでのオープン化事業に係る状況を熟知し，開発標準や共通プログラムに精通している同研究所でなければ，本市が期待する役割を果たすことは困難であることから，同研究所に本業務を委託したもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に係る工程管理支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエア タワーX 14階
ピースミール・テクノロジー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,512,000円
- 7 契約内容
基幹業務システムのオープン化における開発の進捗管理、品質管理等について、専門的な知見を有していない本市職員を支援するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、各事業者の開発作業の進捗や品質管理の状況等の管理を支援するもので、本業務を限られた期間内に、適正かつ効率的に行うためには、本市のオープン化事業における開発の進め方、品質管理基準、これまでの本市のオープン化に係る検討状況や取組内容を熟知しているほか、政令市での基幹系システム開発の工程管理の知見を有している必要がある。
これらの条件を満たす者は、平成27年度から継続して本業務を受託しているピースミール・テクノロジー株式会社しかないため、同社に本業務を委託したものの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
OutSystems Platform Serverに関する保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「OutSystems Platform Serverに関する保守等業務」コンソーシアム
東京都品川区東品川2-3-12 シーフォートスクエアセンタービル9F
代表者 株式会社BlueMeme
- 6 契約金額（税込み）
42,724,800円
- 7 契約内容
オープン化事業におけるオンラインシステムの開発及び運用保守に使用するツールであるOutSystems Platform Serverに関する保守等を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務で必要とされるOutSystems Expert Developer認定資格及びOutSystems Professional Support Engineer認定資格を有している要員を擁している事業者は、株式会社BlueMemeしかいない。
また、同社は本市のOutSystems Platformが稼働する環境についての知見を有していないことから、技術支援等業務委託において当該環境の運用に従事し、かつOutSystems Professional Support Engineer認定資格を有する要員を擁している株式会社AIVICKに業務の一部を再委託しないと業務の履行に支障が生じるおそれがあるが、再委託業務で個人情報を取り扱う可能性があることから、本市の「電子計算機による事務処理等のガイドライン」に基づき、株式会社BlueMeme及び株式会社AIVICKで構成するコンソーシアムに本業務を委託したもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元号変更に伴うACOS業務システムの詳細設計作業
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年7月2日
- 4 履行期間
平成30年7月2日から平成30年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
元号変更に伴うACOS業務システムの詳細設計作業委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番地 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
71,877,240円
- 7 契約内容
大型汎用機で稼働する業務システムについて、新元号への改元に対応する改修を行う必要があるため、改修後の業務システムの詳細設計作業を行う。
実際の改修作業等については、本契約とは別の契約で行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回詳細設計作業の対象となる各事務処理システムは、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。本件詳細設計作業では、日本電気株式会社が著作権を有し、同社及び同社のグループ企業等のみに使用が許可されるATSS, NEDIT, CASEWORLD等の各種ソフトウェアを使用する必要がある。
したがって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
なお、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、NECと、NECのグループ企業等であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、NECが著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社、株式会社ソフィア、株式会社ワードシステム及び株式会社サンネットの5社で構成されるコンソーシアムを相手方に選定した。
- 9 根拠法令
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年9月21日
- 4 履行期間
平成30年9月22日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八丁堀2-23-1エンパイヤビル
株式会社D T S
- 6 契約金額（税込み）
66,018,240円
- 7 契約内容
平成30年5月までに行われた現行システムの改修内容をオープン化後の税オンラインシステムに反映させるための改修作業を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る税システム設計・開発等業務委託（以下、本体契約）により開発中の新システムに、これまで現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報管理担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,554,800円
- 7 契約内容
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
文書管理システム（以下「システム」という。）は日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであるが、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他